## 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和6年度)(案)

令和6年●月●日 総 務 省

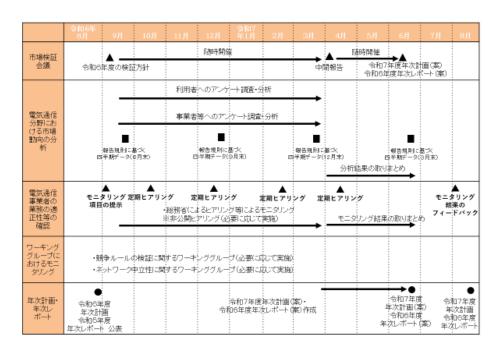
「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、令和6年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和6年度)」(以下「年次計画」という。)を定める<sup>1</sup>。

## 1 実施スケジュール等

年次計画の策定後、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」を順次実施し、令和7年7月(目途)に令和6年度年次レポート(案)及び令和7年度年次計画(案)を作成する。

令和6年度年次レポート及び令和7年度年次計画については、意見募集を経て、令和7年8月(目途)に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである2。



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 基本方針において略称が定義されている用語については、年次計画においても、当該略称を用いている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> なお、基本方針 2 (2) のとおり、市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、議論を行うとされているところ、令和 6 年度においては、「競争ルールの検証に関するワーキンググループ」及び「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」を必要に応じ、開催する。また、必要に応じ、その他のワーキンググループを開催する。

## 2 電気通信事業分野における市場動向の分析

基本方針3のとおり、電気通信事業分野における市場動向の分析として、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」及び「研究開発競争の状況の把握」を実施する。

「検証対象市場に係る競争状況等の分析」については、基本方針3(2)のとおり、検証対象市場における競争状況等に関する指標を定点的に観測し、その動向を継続的に分析する。「研究開発競争の状況の把握」については、以下の(2)において定めた方針に基づき把握を行う。

### (1) 重点的検証の対象

基本方針2(5)のとおり、「電気通信事業分野における市場動向の分析」のうち、より詳細な手法で検証する必要のある特定の項目や、特に集中的に検証する必要のある特定の項目について、重点的検証の対象と位置づけることとされている。

令和6年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」において、以下を重点的検証の対象とする。

# ○ 非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による る移動系通信市場への影響

移動系通信市場においては、従来注視している固定系ブロードバンドサービス等とのセット割引に加え、金融・決済サービス、オンラインモールとの連携によるポイント還元といった経済利益の提供など、移動系通信の利用者をターゲットに様々な経済上の利益が提供されている。非電気通信サービスを含む、他のサービスと連携し、ポイントといった経済利益を提供することで消費者に訴求する動きは、実際、移動系通信市場における主要事業者の決算資料において言及されることが多く、「ポイント経済圏」と呼ばれている。

セット提供による影響については従来分析を続けてきたものの、特に非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場における影響を始めとして、市場環境の変化に伴い、検証の対象を拡大していく必要がある。

こうした市場環境の変化の影響を検証するに当たり、利用者アンケート等を通じて、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、他サービスとセットで提供される各種サービスの状況、金融・決済サービス、オンラインモールを含む、非電気通信サービスとの連携により各事業者が提供する経済利益の提供状況、及びそれらによる移動系通信市場への影響等を詳細に確認する。また、必要に応じて、市場検証会議においてヒアリングを実施する。

### (2) 研究開発競争の状況の把握の方針

基本方針3(3)における研究開発競争の状況の把握として、令和6年度においても引き続き、主要な電気通信事業者による公表データ等を通じて、それら電気通信事業者の研究開発費の推移を把握し、その推移の傾向等について分析を行う。

また、関係事業者等へのアンケート等を通じて、NTT グループを始めとする主要な電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、研究開発に関する現状等を把握していく。

上記に加え、NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況を含む、研究開発競争の状況を把握し、今後の検証に当たっての観点や留意点について検討を行う。また、必要に応じて、市場検証会議においてヒアリングを実施する。

## (3) 利用者へのアンケートにおける主な質問項目

令和6年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のために実施する利用者へのアンケートの質問項目として、特に以下の観点からの項目を設けることとする。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、年次レポートにおいて、利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。

- ・ ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用 者に提供されるサービスと通信サービスの間の関係について把握・分析す るため、利用者の利用状況等を確認する。
- ・ MNO 廉価プラン等の状況や令和5年5月から開始の MNP ワンストップサービスに伴う移動系通信市場における利用者への影響について、他社サービスへの乗り換えや MNP 利用状況などの利用者の状況を確認する。
- ・ 携帯電話による通話・メール送受信等の従来の通信サービスと比較的類似している OTT サービスに関して、従来の通信サービスとの間の代替性について分析するため、利用者の利用状況や従来の通信サービスとの代替性に係る認識等を確認する。
- ・ ワイヤレス固定ブロードバンドサービスといった比較的新しいサービスの開始による、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響について分析するため、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況や、各事業者のサービス間の代替性に係る認識等を確認する。

### (4) 法人等利用者へのアンケートにおける主な質問項目

令和6年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のため に実施する法人等利用者へのアンケートの質問項目として、特に以下の観 点からの項目を設けることとする。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、年次レポートにおいて、 法人等利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。

- ・企業等におけるテレワーク等の活用に伴い、クラウドサービスを導入する 企業等が増加している中、従来のWANサービスとクラウドサービスの間の 関係について把握・分析するため、法人等利用者の利用状況等を確認する。
- ・従来の固定電話サービス・携帯電話サービスだけでなく、ローカル 5 G も 含めた様々な通信ネットワークを利用した IoT サービスなど多様な法人 向けサービスが提供される中、IoT サービスにかかる法人等利用者の利用 状況等を確認する。

## 3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握

基本方針4のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」として、平時からの総務省によるヒアリング等を通じた主要な電気通信事業者に対するモニタリングを実施する。

主要な電気通信事業者に対するモニタリングに際しては、「経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握」及び「法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」を実施する。当該項目については、基本方針で定めた項目を定点的に確認・把握する。基本方針4の「(2)法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」中の「(2)①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」については、以下の(2)において定めた観点等から確認を行うため、必要に応じ、市場検証会議において非公開ヒアリングも実施する。その際、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表などを行う。

なお、令和5年度検証では、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者(以下「未指定事業者」という。)に対し、当該指定を受けていなくとも、継続的に、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要についての検証を行うこととされた。そのため、令和6年度も、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表8(3)③に基づき、未指定事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について、広く把握・検証する。

#### (1) 重点的検証の対象

基本方針2(5)のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・ 把握」のうち、より詳細な手法で検証する必要のある特定の項目や、特に集 中的に検証する必要のある特定の項目について、重点的検証の対象と位置づ けることとされている。

令和6年度においては、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」の「(2) 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」中の「①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」において、以下を重点的検証の対象とする。

# ○ 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による 不当に優先的な取扱い等の有無等の検証

令和5年度検証に引き続き、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表7(1)②及び別表8(1)②について、定点的に確認する情報に加え、関係事業者等から取得したデータ等に基づき、以下のA~Fの検証を行うこととする。

- A 局舎スペースの利用に関する検証
- B NTT 東西における各種手続についてのリードタイム検証
- C NTT 東西の接続機能要望等に関する検証
- D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証
- E NTT 東西におけるネットワーク調達取引に関する検証
- F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証

なお、具体的な検証内容については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。また、データの取得状況や市場環境の変化等を踏まえ、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、検証内容については、随時見直すこととする。

#### (2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっての観点

① 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢(リスクマネジメント、ガバナンス態勢含む)の把握

令和6年度においては、基本方針<u>別表6</u>の項目について、各事業者の公 表資料やヒアリング等を通じて、把握を行う。

### ② 市場支配的な電気通信事業者に対する確認

令和6年度においては、令和5年度検証に引き続き、基本方針別表7及び別表8の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の

目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、必要に応じ、 ヒアリング等を実施し、確認を行う。

ヒアリングの実施に当たっては、以下の項目も含め、具体的なヒアリング項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。

③ 事故防止を目的とした情報通信ネットワークの信頼性向上に向けたモニタリング(電気通信事業法施行規則第 29 条に基づき策定する管理規程にかかる対応状況等のモニタリング)

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画 (令和6年度)」(令和6年〇月〇日)に従い、実施する。

④ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認や各種重要なリスクの リスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握

令和6年度においては、令和5年度にモニタリングした項目のほか、その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認及び各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握として、以下の項目について、モニタリングを実施する。

- a. 子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況
- b. サプライヤーとの取引状況(物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁等)
- c. その他各事業者において重要リスクとして定めるもの

#### ⑤ その他

そのほか、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために、関係事業者等から報告を受ける具体的な内容や、関係事業者等へのヒアリング、アンケートにおける具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。

なお、未指定事業者に対し、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について把握・検証するため、アンケートを実施することとし、必要に応じて、ヒアリングを実施する。